

事務連絡  
令和4年10月17日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの  
見直しについて（依頼）

業種別ガイドラインにつきましては、これまでも感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業界において、有識者や関係省庁の助言等を踏まえ、業界ごとに適切な感染防止策を自主的に取りまとめ、適宜見直されてきているところです。

今般、令和4年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、『「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされています。

平時への移行のプロセスとしては、感染対策をより効果的・効率的なものへと見直していくとともに、各業種別ガイドラインが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、必要な見直しが見直しが時機を得て行われることが重要と考えています。このため、当室より各府省庁あて、下記の通り、業種別ガイドラインの見直しのポイントを示すとともに、これを基に、所管団体に対し見直しを促進いただきますようお願いいたします。

見直しの状況・結果については、11月中を目途に内閣官房コロナ室あて報告をお願いします。内閣官房コロナ室において見直しの状況を公表する予定です。

1. 業種別ガイドラインの見直しのポイント

令和3年8月20日付の事務連絡（※）においては、各業界にガイドラインの見直しを依頼していただき、概ねすべてのガイドラインについて見直しがなされました。

（※）「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン見直し並びに遵守・徹底等について（依頼）」

その後、ガイドラインの見直しは各業界において自主的に進めていただいておりますが、業界ごとに見直しのタイミングや頻度に違いがあることも踏まえ、今回は、添付の通り、基本的な感染対策等を改めて整理したうえで、これらに関して現時点の最新の情報（新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や各府省庁の事務連絡等）を基に、合理的な見直しのポイントを取りまとめています。また、今後、定期的に更新・情報提供することで、業種別ガイドラインの継続的な見直しに役立てて頂きたいと考えています。

今回は、各業種別ガイドラインの現行記載内容が概ね当該ポイントに合ったものとなっているか否か、の情報を併せて示していますので、関係府省庁におかれましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、所管団体に対し見直しを促進いただきますようお願いいたします。

また、所管団体が業種別ガイドラインを見直す際には、公表前にコロナ室への共有をお願いいたします。改訂版のガイドラインが公表された際には、コロナ室への情報提供をお願いいたします。

## 2. 最近の業種別ガイドライン見直し事例

各業界においてガイドラインを見直す際の参考となるよう、2022年6月以降に見直された事例につき情報提供いたします。

### (1) 日本経済団体連合会 (2022/6/17改訂)

[https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064\\_gaiyo.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html)

#### (見直しのポイント)

- ・マスクの着用や換気の徹底を前提とし、対面での距離を「2メートル目安」から「1～2メートル目安」に変更。
- ・設備や物品等の消毒に関する記述を省略しつつ、換気に関する記述を適正化。(参考となる新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言として、「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月14日))
- ・基本的な感染予防対策が定着していることから、一般的な感染対策に関する記述を簡略化。

### (2) 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (2022/9/8改訂)

[https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph\\_472](https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph_472)

(見直しのポイント)

- 来場者同士の間隔について、マスクの着用等を前提に「できるだけ2 m (最低1 mの間隔)」から「密が発生しない程度の間隔」に変更。
- 「同一世帯内以外の事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限を行う必要がないこと」等の政府事務連絡の参照を追記するとともに、従業員の安全確保に関する記載に当該事務連絡の趣旨を反映。